

議案第 4 号

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 2 2 年  
条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第21条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第21条 略</p>